

○狭山市自転車駐車場管理規則

平成21年10月21日

規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、狭山市自転車駐車場条例（平成21年条例第26号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、狭山市自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔令和元年規則6号〕)

(条例第4条第1項ただし書の規則で定める駐車場)

第2条 条例第4条第1項ただし書の規則で定める駐車場は、稲荷山公園駅第2自転車駐車場、入曽駅西口自転車駐車場及び新狭山駅自転車駐車場とする。

(追加〔令和元年規則6号〕、一部改正〔令和5年規則12号〕)

(カード式回数券)

第3条 カード式回数券（条例第5条ただし書に規定するカード式回数券をいう。以下同じ。）の再発行は、しないものとする。

(追加〔平成23年規則32号〕、一部改正〔令和元年規則6号〕)

(定期券の交付申請等)

第4条 定期券（条例第5条ただし書に規定する定期券をいう。以下同じ。）の交付を受けようとする者は、あらかじめ様式第1号の定期券交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の定期券交付申請書を受理し、条例第4条第2項第1号に規定する定期利用を認めるときは、定期券及び登録票（以下「定期券等」という。）を交付するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、定期券の更新を受けようとする者は、自動更新機により行うことができる。

4 定期券等の交付を受けた者が、定期券等を紛失し、著しく汚損し、又はき損したときは、様式第2号の定期券等再交付申請書を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成23年規則32号・令和元年6号〕)

(利用方法)

第5条 有料駐車場の利用者は、有料駐車場に自転車（条例第4条第1項に規定する自転車をいう。以下同じ。）を入庫させるときに、入出庫を管理する装置（以下「管

理装置」という。)により駐車券の交付を受け、出庫させるときに、駐車券に記録された情報を管理装置に認識させ、一時利用に係る使用料の額を納付し、又は入庫から出庫までの時間数に応じた回数分についてカード式回数券を使用しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、定期券による利用者（以下「定期利用者」という。）は、事前に利用する自転車に登録票をはりつけ、自転車を入庫及び出庫させるときに、定期券に記録された情報を管理装置に認識させなければならない。

3 利用者は、駐車券を紛失したときは、直ちに様式第3号の駐車券紛失届を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の駐車券紛失届を受けたときは、その内容を確認するために、当該届を提出した者に対し、身分証明書等の提示を求めることができる。

（一部改正〔平成23年規則32号・令和元年6号〕）

（住所等の変更届）

第6条 定期利用者は、住所、氏名又は有料駐車場を利用する自転車を変更したときは、様式第4号の住所等変更届に定期券を添えて、市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成23年規則32号・令和元年6号〕）

（違反自転車等に対する改善告知）

第7条 市長は、条例、この規則その他市長が駐車場の管理に関し定めた事項に違反した自転車等（条例第4条第1項ただし書に規定する自転車等をいう。以下同じ。）が駐車場内に駐車されている場合において、当該違反行為について通知及び駐車場における掲示等の方法により、利用者に対しその改善を告知することができる。

（一部改正〔平成23年規則32号・令和元年6号〕）

（引取りの通知等）

第8条 前条の規定により、相当の期間、違反行為の改善を告知したにもかかわらず、違反行為が継続した場合において、市長は、前条に規定する違反自転車等の利用者又は所有者を確認するための必要な調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、当該利用者又は所有者が判明したときは、当該利用者又は所有者に対し当該違反行為に係る自転車等の引取りを通知するものとする。

（一部改正〔平成23年規則32号・令和元年6号〕）

（指定管理者による管理）

第9条 条例第14条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）

に有料駐車場の管理を行わせる場合における第4条第1項、第2項及び第4項、第5条第1項、第3項及び第4項、第6条、第7条並びに様式第1号から様式第4号までの規定の適用については、これらの規定（第5条第1項及び様式第1号から様式第4号までの規定を除く。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第1項中「使用料」とあるのは「利用料金（条例第6条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。））」と、様式第1号及び様式第2号中「狭山市長」とあるのは「狭山市自転車駐車場指定管理者」と、様式第3号中「狭山市長」とあるのは「狭山市自転車駐車場指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、様式第4号中「狭山市長」とあるのは「狭山市自転車駐車場指定管理者」とする。

（一部改正〔平成23年規則32号・令和元年6号〕）

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（一部改正〔平成23年規則32号〕）

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第9条（第4条第1項中「使用料」とあるのは「利用料金（条例第6条第1項に規定する利用料金をいう。以下同じ。））」と、様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替える部分に限る。）の規定は、平成27年4月1日から施行する。

（一部改正〔平成23年規則32号〕）

附 則（平成23年7月8日規則第32号）

この規則は、狭山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（平成23年条例第12号）の施行の日から施行する。

附 則（令和元年6月27日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規則第12号）

この規則は、令和5年8月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「、第11自転車駐車場」を削る部分に限る。）は、同年9月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

定期券交付申請書

(宛先)狭山市長

申請者 住所

氏名

印

電話

次のとおり定期券の交付を受けたいので、狭山市自転車駐車場管理規則第4条第1項の規定により申請します。

区 分	学 生 ・ 一 般
利 用 期 間	年 月 日から 1・3・6月

※係員記入欄

管理番号(エリア)	
発行年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日から 1・3・6月
係員氏名	印
備考(学生証及び各種障害者手帳の確認等)	

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

定期券等再交付申請書

(宛先)狭山市長

申請者 住所

氏名

印

電話

次のとおり定期券等の再交付を受けたいので、狭山市自転車駐車場管理規則第4条第4項の規定により申請します。

区 分	定期券 ・ 登録票
再交付の理由	紛失 ・ 汚損 ・ き損
原因発生年月日	年 月 日
利用自転車駐車場名	
管理番号(エリア)	
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで

※係員記入欄

受理番号	
発行年月日	年 月 日
係員氏名	印
備考	

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

駐車券紛失届

(宛先)狭山市長

届出者 住所

氏名

印

電話

次のとおり自転車を駐車しましたが駐車券を紛失しましたので、狭山市駅自転車駐車場管理規則第5条第3項の規定により届出します。

入庫年月日及び時刻	年 月 日 ( ) 時 分
-----------	---------------

※係員記入欄

受 理 番 号	
出庫年月日及び時刻	年 月 日 ( ) 時 分
身分証明書等の確認	有 ・ 無
使 用 料	円
係 員 氏 名	印
備 考	

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

住所等変更届

(宛先)狭山市長

届出者 住所

氏名

印

電話

次のとおり住所等を変更しましたので、狭山市駅自転車駐車場管理規則第6条の規定により届出します。

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	住所 ・ 氏名 ・ 自転車 ・ その他 ( )
変 更 前	
変 更 後	
備 考	

※係員記入欄

受 理 番 号	
身分証明書等の確認	有 ・ 無
係 員 氏 名	印
備 考	

様式第 1 号（第 4 条関係）

（一部改正〔令和元年規則 6 号〕）

様式第 2 号（第 4 条関係）

（一部改正〔令和元年規則 6 号〕）

様式第 3 号（第 5 条関係）

（一部改正〔令和元年規則 6 号〕）

様式第 4 号（第 6 条関係）

（一部改正〔令和元年規則 6 号〕）